

久留米工業高等専門学校研究設備・機器共用規則に関する申し合わせ

令和5年10月25日制定

この申し合わせは、久留米工業高等専門学校研究設備・機器共用規則第11条第5項に基づく、使用料等の全部又は一部を免除することができる者について定めるものとする。

1. 使用料等の全部又は一部を免除できる対象については次のとおりとする。
 - (1) テクノネット久留米会員については、規則別表に定める使用料等のうち技術指導料を免除できるものとする。

附 則

この申し合わせは、令和6年1月1日から施行する。